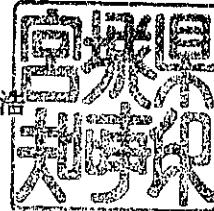


公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和6年3月1日

宮城県知事 村井嘉浩



1 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人自然農園

2 代表者の氏名

渡邊 正弘

3 主たる事務所の所在地

宮城県柴田郡村田町大字小泉字滝ノ上104番地

4 定款に記載された目的

新	この法人は、国内産の米穀、果物、野菜等を安心して食べられる情報を多くの人達に告知し産地直送の新鮮な食品を提供するとともに、老若男女、不特定多数の人々に農業全般の作業を体験してもらうことにより、子どもの健全育成を図りながら自然の大切さを認知してもらい、環境の保全を図る活動に結びつけ、また諸外国との交流や意見交換の場を設け国際協力の活動に寄与するとともに、地域振興、まちづくりなどにも貢献し、高齢者、障害者支援も行ないながら、災害時の被災地支援、炊き出し支援等、地域を越えた活動を目的とする。
旧	この法人は、国内産の米穀、果物、野菜等を安心して食べられる情報を多くの人達に告知し産地直送の新鮮な食品を提供するとともに、老若男女、不特定多数の人々に農業全般の作業を体験してもらうことにより、子どもの健全育成を図りながら自然の大切さを認知してもらい、環境の保全を図る活動に結びつけ、また諸外国との交流や意見交換の場を設け国際協力の活動に寄与することを目的とする。

5 申請のあった年月日

令和6年2月26日